

(2) 活動停止

次の場合は、原則として活動を禁止する。

ア 定期考査とその前1週間の活動。ただし、試験終了後10日以内（ただし、高校総合体育大会前については日数によらない）に大会（試合）があるときは、1時間程度の活動を認める。（顧問は大会議室のホワイトボードに記入する）

なお、試験前1週間に長期休業を含む場合について制限しない。

イ 実力考査・課題考査とその前2日の活動。ただし、考査前2日間が連休になる場合は考査前1日のみ禁止する。

ウ 昼食時間の活動

8 部・同好会の諸手続

(1) 活動時間の延長

「部・同好会時間外活動許可願」（様式9）に必要事項を記入し、参加者全員の「保護者承諾書」（様式3）を添えて承諾を得る。ただし、大会前2週間の平日に限る。

(2) 県内大会

大会（試合）に出場するときは、大会出場の1週間程前に「保護者承諾書」（様式3）と「校外行事・集会・試合等参加許可願」（様式7）を提出し、公欠の手続きを行う。

(3) 合宿

合宿を実施するときは、合宿規定を参照し、「合宿許可願」（様式8）に「保護者承諾書」（様式3）と「実施計画書」（様式自由）を添えて、許可を受ける。実施後、「合宿報告書」を提出する。

附 則

この規定は平成21年4月1日から実施する。

この規定は平成23年4月1日から一部改正する。

この規定は平成25年4月1日から一部改正する。